

議案第 15 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「12 万円」を「14 万円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.4」を「100 分の 1.45」に改める。

第 7 条中「6,000 円」を「7,400 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 1.0」を「100 分の 1.5」に改める。

第 9 条中「7,200 円」を「13,200 円」に改める。

第 18 条中「第 24 条の 37」を「第 24 条の 36」に改める。

第 23 条中「14 万円」を「16 万円」に、「12 万円」を「14 万円」に改め、同条第 1 号ウ中「4,200 円」を「5,180 円」に改め、同号エ中「5,040 円」を「9,240 円」に改め、同条第 2 号ウ中「3,000 円」を「3,700 円」に改め、同号エ中「3,600 円」を「6,600 円」に改め、同条第 3 号ウ中「1,200 円」を「1,480 円」に改め、同号エ中「1,440 円」を「2,640 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び課税限度額を引き上げるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。